## 入札公告

次のとおり競争入札に付します。

令和7年11月14日

日本司法支援センター 理事長 丸 島 俊 介

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履 行 場 所 日本司法支援センターが指定する場所
- (4) 履 行 期 間 入札説明書及び仕様書による

#### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な 同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 下記6に示すプレゼンテーションに参加し、審査に合格した者であること。
- (5) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、 競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、 契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確 定している場合を除く。

#### 3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係(木村) 電話 050-3381-1573

#### 4 入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から令和8年1月14日(水) 上記3の場所及び当センターホームページ上

#### 5 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない

#### 6 プレゼンテーションの日時及び場所

日時:令和7年12月19日(金)(詳細は個別に通知する。)

場所:〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター

#### 7 入札書の提出期限及び提出場所

令和8年1月13日(火)17時00分 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

#### 8 開札の日時及び場所

令和8年1月14日(水)15時00分 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 会議室

#### 9 入札方式

総合評価落札方式

#### 10 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

#### 11 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 その他

- (1) 詳細は、入札説明書等による。
- (2) 本公告期間中に公告内容に変更が生じた場合又は本公告を取り消す場合は、上記3の場所及び当センターホームページ上において公告する。

## 令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務

期	日		業務内容	備考
11月14日	金		入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示	
			入札説明会(実施しない)	
11月21日	金	17:00	質問書提出期限	
11月26日	水	17:00	質問書回答期限	
12月15日	月	17:00	提案書等提出期限	
12月17日	水	17:00	プレゼンテーション開始時刻通知	
12月19日	金		プレゼンテーション ※各者説明時間30分、質疑応答時間10分	本部会議室
12月24日	水	17:00	入札参加合否通知期限	
1月13日	火	17:00	入札書提出期限	
1月14日	水	15:00	開札・落札者決定	本部会議室

## 入 札 説 明 書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書案及び本書記載事項等を熟知の上、入 札すること。

令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務 1 入 札 事 項

2 什 様 別添什様書のとおり

3 プレゼンテーション 令和7年12月19日(金) 日時及び場所

(開始時刻は個別に通知する。)

日本司法支援センター本部 会議室

T 164-8721

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

4 入札書提出期限 令和8年1月13日(火)17時00分

及び提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

〒164-8721

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

開札日時及び場所 令和8年1月14日(水)15時00分 5

日本司法支援センター本部 会議室

**〒**164−8721

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

7 履 行 期 間 別添仕様書のとおり

- 8 参 加 資 格
  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同 意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」 においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。
  - (4) 本件プレゼンテーションに参加し、審査に合格した者であること。
  - (5) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競 売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契 約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定し ている場合を除く。
- 9 入札参加条件

入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、以下に掲げる書類を 準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参(土日祝日並びに12月29日から 1月3日までを除く毎日、10時から17時まで)、郵送等(書留郵便等に限る。提 出期間内必着)又は電子メールにより提出すること。

電子メールで提出する場合のメールの表題は、「【入札書類提出】令和7年度日 本司法支援センターパーパス動画制作業務 **〇〇社**」とすること。

提出された書類及びプレゼンテーションに基づく当センターの審査に合格する ことを入札参加条件とする。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、**令和7年12月24日(水)17時**までに FAX 又は電子メールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、上記4の提出期限までに入札書を提出し、入札に参加すること。

- (2) 「プレゼンテーション開始時刻通知書」 (別添参照) · · · · · · · · 1 部 (別添「プレゼンテーション開始時刻通知書」に会社名、担当者名、FAX 番号 及びメールアドレスを記入の上、提出すること。)
- (3) **「結果通知書」** (別添参照) · · · · · · · · · · · · · · · · · 1 部 (別添「結果通知書」に会社名、担当者名、FAX 番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。)
- (5) 本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」・・・・・・・ 1 部 表題は「価格証明書」とし、積算根拠を明確かつ詳細に記載したもの(業務の内容、規格、単価及び数量を詳細に記載すること。)で、本件仕様書に基づき業務を行った場合の定価ベースによる総額を積算し、入札者が署名又は記名押印を行うこと(値引き等を考慮せず、入札価格そのものを証明するものではないことに留意すること。)。
- (6) 「暴力団排除に関する誓約書」 (別添書式による) · · · · · · 1 部
- (7) **別添「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務 提案書提出要領」に基づく提案書等・・・・・・・・・・・・・・・・ 同提出要領に示す部数** なお、副本は会社名等を記載せず、提案者名を識別できないようにすること。

#### 審査書類提出日時及び場所

提 出 期 限 令和7年12月15日(月)17時00分

提 出 場 所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階 電話番号: 050-3381-1573

E-mail: keiyaku@houterasu.or.jp

※ 書類提出時に添付の「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」により内容 を確認の上、提出すること。

#### プレゼンテーション日時及び場所

実 施 日 **令和7年12月19日(金)** 

- ※ 開始時刻については、令和7年12月17日(水)17時00分 までに個別に通知する。
- ※ プレゼンテーションの持ち時間は1者につき40分 (各者説明時間30分程度、質疑応答時間10分程度)

#### 実 施 場 所 日本司法支援センター本部 会議室

プレゼンテーション当日の提案書等の変更や追加は認めない。 プレゼンテーションの実施に当たっては、公平な審査を実施するため、提案 者名及び提案者名を推測できる発言等は控え、資料についても、提案者名の記載がないものを使用すること。

プレゼンテーションで使用するパソコン等の端末について、貸し出しは行っていないため、パソコン等の端末を使用する場合は、持参すること。

#### 10 入札の方法等

- (1) 入札の方法
  - ア 入札金額は、総価で記入し、金額の冒頭に¥記号を記載すること。
  - イ 落札後における契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)。
  - ウ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳(上記9 (5)の価格証明書書式と同様書式で可。)を作成の上、書面により提出すること。
- (2) 入札書の提出方法
  - ア 入札書を持参又は郵送等により提出すること。なお、競争参加資格に係る審査に合格した者であっても、上記4の提出期限までに入札書の提出がなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。
  - イ 入札書は所定の用紙を使用すること。
  - ウ 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること(開札日の日付ではないことに留意すること。)。
  - エ 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務の入札書在中」と朱書きすること。

郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年度日本司法 支援センターパーパス動画制作業務の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒には、 持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。なお、郵送等による 場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法(例えば書留 郵便)を利用すること。

- オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。なお、提出前の入札書の記載事項(金額、数量及び単価は除く。)を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正し、当該訂正部分に押印すること。
- カ 入札者本人(法人の場合は代表者)が入札するときは、入札書には、当該本 人が署名・記名及び押印すること。入札者本人(法人の場合は代表者)以外の 者が入札するときは、入札者本人(法人の場合は代表者)から本件入札に関す る代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名 押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可 とする。
- (3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

ア 入札参加資格のない入札者による入札

- イ 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの
- ウ 入札金額、数量及び単価が訂正されているもの
- エ 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの
- オ 入札書に入札実行者の署名又は記名のないもの
- カ 入札書記載の入札金額(総額)の算出過程に誤りがあるもの
- キ 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合
- ク 複数者の入札者の代理をした者により提出されたもの
- ケ その他入札に関する条件に違反したもの

#### 11 開札

- (1) 開札は、入札実行者の面前で行う。
- (2) 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。 ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (3) 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。
- (4) 入札場への入場は、入札事業者1社につき1名とする。

#### 12 落札者の決定

(1) 本件入札は、総合評価落札方式とする。

落札者は、上記9の提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した予定価格の制限の範囲内の入札者のうち、「技術点」及び「価格点」の合計(総合評価点)が最も高い者とする。

(2) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

なお、欠席又は開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

- (3) 総合評価点が同点となった者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により 落札者を決定する。なお、入札実行者が「くじ」を引くことができないときは、 入札執行事務に関係のないセンター職員が「くじ」を引くものとする。
- (4) 本件調達が、日本司法支援センター契約事務取扱細則第17条第1項に定める契約(予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約)となる場合において、入札書に記載された金額に消費税相当分を加算した金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格の60%を下回る金額であったときは、落札決定を留保した上で所要の調査を行うこととする。その結果、当該金額によって契約の本旨に沿った履行が可能と判断できない場合は、落札者としない場合がある。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

#### 13 契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記6の契約予定日付けで 別添様式による契約書を取り交わすものとする。

14 質問書の提出

仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記 15 の問合せ先に質問書(別添参照)を電子メール(エクセルファイル)により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する(質問書の提出がない場合は掲載しない)。

質問書提出期限 **令和7年11月21日(金)17時00分** 提 出 場 所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係** 質問回答期限 **令和7年11月26日(水)17時00分** 

15 入札手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係(木村)

電 話 番 号 : 050-3381-1573 F A X 番 号 : 03-5358-1058

E-mail: keiyaku@houterasu.or.jp

※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。

メール表題例

## 【入札·質問】「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務 仕 様書に関する質問について」〇〇社

- 16 その他
  - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金 納付を免除する。
  - (3) 費用の自己負担

入札者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担する ものとする。

## 令和7年度日本司法支援センター パーパス動画制作業務 仕様書

#### 第1 業務の目的

本件は、日本司法支援センター(以下「センター」という。)の設立趣旨、使命、心がまえ及び行動指針(以下「運営理念等」という。)を効果的に伝える「パーパス動画」を制作し、動画サイトでの公開やイベントでの上映を通じ、国民及び関係機関のセンターへの理解、共感の促進及び信用構築並びにセンター職員のモチベーション向上につなげることを目的とする。

#### 第2 動画及び業務の内容

1 受注者は、総合法律支援法の内容、センターの運営理念等を理解した上で、第1の目的達成に資する動画を制作し、期限(後記第5の2参照)までに納入すること。動画は、横向き(アスペクト比16:9)及び縦向き(アスペクト比9:16)の2種類を制作すること(実写、アニメーションは問わない。動画の規格の詳細については後記第3の1参照)。

センターの使命、心がまえ及び行動指針は、以下のURLから確認できる。https://www.houterasu.or.jp/site/about-

#### houterasu/houterasutoha.html

なお、センターの業務内容を動画の内容に含める場合は、センター と協議の上、決定すること。

2 受注者は、動画制作にあたり、以下の事項を行うこと。

なお、本件業務の実施にあたり必要となる交通費、宿泊費、編集機材費用、運搬費用その他の撮影、編集にかかる一切の費用は受注者の負担とする。

(1) スケジュールの作成及び提出

本件業務実施に係る詳細なスケジュールを作成し、契約締結後5 営業日以内にセンターに提出すること。スケジュールについてのセンターの了承を得た後で、履行開始すること。また、スケジュールが変更になった際は、その都度速やかに変更後のスケジュールをセンターに提出すること。

#### (2) 構成・台本・絵コンテの制作

受注者は、センターと協議の上、動画内容(構成・台本・絵コンテ等)を決定し、センターの承認を受けること。なお、必ずセンターのロゴ(別紙1または別紙2)及び「あなたと司法の架け橋」という言葉を動画内容に含めること。

#### (3) 撮影及び編集(校正)

制作に必要な撮影、素材データ取得、加工、エフェクト適用、 テロップ挿入、カット割り等を行うこと。撮影にあたっては、適切なフレームレートで撮影すること。

撮影場所は、原則として受注者の手配するスタジオ等とするほか、センターの事務所(関東近辺)とする場合もある。

動画に係る映像・解説・テロップ等の内容の詳細はセンターと協議の上、決定すること。なお、動画の校正は、3回程度を予定している。

#### (4) 演者やナレーターの手配

演者やナレーターを出演等させる場合は、受注者の費用負担で手配等すること。センター職員の出演及びナレーションは想定していない。出演者を起用する場合のセリフや、ナレーションについては、鮮明な音声で収録すること。実際の出演等にあたってはセンターと協議の上、承認を受けること。

#### (5) 音楽 (BGM) の挿入等

動画に適した音楽 (BGM) を選定し、挿入すること。場合によってはエフェクトを適用すること。選定等にあたってはセンターと協議の上、承認を受けること。

#### (6) 縦向き動画の内容

縦向き動画は、横向き動画の内容を編集し、再生時間を 30 秒程 度に短縮した内容とする。

情報の取捨選択など編集の詳細は、センターと協議の上、承認を 受けること。

#### 3 上記業務の実施に当たり、以下を遵守すること。

#### (1) 業務体制

本件で発生する各業務において経験が豊富(類似業務の経験が概 ね5年以上)なメンバーを構成員とするプロジェクトチームを置 き、センターとの打合せを2回以上実施すること。WEB会議も可能であるが、少なくとも1回は対面での打合せを行うこと(打合せ場所はセンター本部を予定)。打合せにあたっては、受注者において必ず議事録を作成し、打合せ後速やかにセンターに提出すること。なお、打合せに関する費用は受注者負担とする。

- (2) 動画等の制作に係る注意事項
  - ① 不適切な表現及び誤解を与える表現は避けること。
  - ② 二次使用及び上映(使用)期間に制限がないようにすること。
  - ③ 撮影・編集内容についてセンターが変更・修正・加工の必要があると判断した場合は、受注者は変更・修正・加工に応じること。

#### 4 費用負担

本件業務の実施に係る費用については、特段の定めがない限り、すべて受注者が負担するものとする。

#### 第3 動画の規格と活用シーン

#### 1 動画の規格

(1)	本数	横向き:1本
		縦向き:1本
(2)	再生時間	横向き:1分から3分程度
		縦向き:30 秒程度
(3)	アスペクト比	横向き:16:9
		縦向き:9:16
(4)	解像度	横向き:1920×1080 px
		縦向き:1080×1920 px
(5)	その他	いずれも原則カラー映像とする。
		テロップ等の表記は、原則日本語とする。

#### 2 活用シーン

活用シーン	・センター公式 YouTube チャンネル及びウェブサ
	イトへの掲載
	・インターンシップ等での上映

	・地方事務所が行う関係機関等への業務説明会で の上映
	・その他市民参加イベント等での上映
視聴対象	・国民(主に就職活動を行う学生等)
	・関係機関(市役所等の公的機関の職員) 等

### 第4 センターから提供する素材

センターのロゴ。

なお、センターが発行している刊行物については、以下のURLから 確認できる。

https://www.houterasu.or.jp/site/about-houterasu/books.html

#### 第5 成果物及び納入期限

- 成果物 動画データ (MP4 形式)
- 2 納入期限令和8年3月27日(金)
- 3 納入先 日本司法支援センター本部総務部広報・調査室宛てメールアドレス
- 4 納入方法
  - (1) オンラインストレージで提出すること。不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう適切に対処すること。
  - (2) 納入にかかる費用は受注者の負担とする。
  - (3) 成果物に係る映像・画像・音楽に関する一切につき著作権その他の知的財産権、プライバシー権及び肖像権を害しないものとし、その使用に手続ないし費用を要する場合は受注者の負担とする。

#### 第6 著作権等に関する事項

1 本件業務において納入された成果物及び使用された音楽、素材等に 係るすべての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を 含む。)その他の知的財産権は、センターに帰属するものとする(第 三者に帰属する著作権については除くが、センターが利用することに ついて受注者が当該第三者の許諾を得ること。)。センターは、成果物については、上記第3の「2 活用シーン」で受注者の承諾を得ずに自由に使用できるものとする。納品後に、センターの統一的なイメージ醸成のため、二次使用を予定しているが、契約書第23条第2項に定めるとおり、受注者は成果物に係る著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を一切行使しないものとする。

2 本件業務及び成果物に関し、第三者との間で著作権その他の知的財産権、プライバシー権及び肖像権に係る紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専らセンターの責めに帰す場合を除き、受注者が自らの責任と費用負担において対応すること。

#### 第7 再委託について

- 1 受注者は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は 請け負わせてはならない。ただし、受注者が本件業務の主たる部分で ない一部について、再委託先の商号又は名称、住所、再委託する業務 の範囲、再委託する理由、再委託の相手方に係る業務の履行能力、再 委託予定金額、その他センターが求める事項について記載した申請書 及び再委託に係る履行体制図をあらかじめ提出して再委託の申請を行 い、センターが承認した場合は、この限りでない。なお、契約金額に 対する再委託予定金額の割合は、原則2分の1未満とすること。
- 2 受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受注者は再委託の相手方に対して、本件業務の受注者と同等の業務を負わせるものとし、再委託先との契約において、その旨を定めるものとする。
- 3 受注者は、再委託の相手方に対して、必要に応じて、作業の進捗状況について報告を行わせる等、適正な履行の確保に努めるものとする。

また受注者は、センターが本件調達の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況についてセンターに対し、報告し、またセンターが自ら確認することに協力するものとする。

4 受注者は、センターが承認した再委託の内容について変更しようと する時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出 し、センターの承認を得るものとする。 5 本件業務の動画等制作において、クリエイター等の第三者が関係する場合、交渉の経緯、交渉方法、交渉金額等は透明化し、センターが 費用に関する資料の提出を求めた場合は、それに応じること。

#### 第8 機密保持

受注者は、次の機密保持に関する義務を負う。

- 1 センターが提供したすべての情報を第三者に開示し、又は漏洩しないこと。
- 2 作業中に知り得た一切の情報を第三者に開示し、又は漏洩しないこと (次項に掲げる場合を除く)。
- 3 作業中に知り得た情報を第三者に開示することが必要な場合は、あらかじめセンターの承認を得ること。
- 4 その他、本件業務に関する機密保持に関して適切な措置を講ずること。

#### 第9 その他

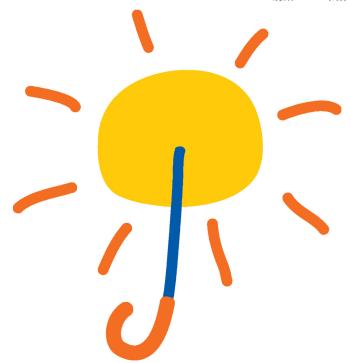
1 受注者が提出した提案書の提案内容については、原則として本仕様 書の一部としてその内容に従って履行すること。ただし、提案内容の 全てを認めるものではないことから、契約後センターと協議の上、履 行内容を決定するものとする。

なお、本仕様書の定めと受注者の提案内容とが重複ないし相反する事項については、本仕様書の定めが優先して適用されるものとする。

- 2 受注者が、本件業務に係る提案書の審査において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価項目で加点を得ることを希望した場合には、契約期間中、当該認定を保持し続けること。契約期間中に当該認定が取り消された場合には、必要に応じて契約解除等の措置をとることがある。
- 3 本仕様書に記載されていない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、センターと協議の上、変更内容について決定するものとする。

以上





# 派 テ ラ ス

日本司法支援センター

## 令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務 提案書提出要領

本件調達の入札に参加を希望する者は、本要領及び日本司法支援センター(以下「センター」という。)提示事項等を熟知の上、提案書等一式を提出すること。

本要領に基づかない提案については、提案を不合格とする場合があるので留意すること。

#### 第1 提案事項

「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づく提案。

#### 第2 提案書等の作成・提出

提案者は、以下の要領に従い提案書等の作成・提出を行うこと。

- 1 提出すべきもの
  - (1) 提案書等

以下の①から③について、<u>簡潔にわかりやすく記載した</u>提案書を、Word や PowerPoint 等のデータ形式で提出すること。

① 企画提案書

下記第3の記載要領に基づいて提案事項を記載した提案書に、下記アからイを付したものを提案書等一式として提出すること。

業界独自の専門用語を使用する場合は、注釈を付す等し、審査する者が 専門的知識を有していなくとも理解できるようにすること。

#### ア表紙

正本の表紙には、(ア)から(ウ)の事項を記載し、代表者印を押印すること。なお、担当者氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可とする。

副本の表紙には、(ア)のみ記載すること。<u>副本には、企業名称、代表</u> 者氏名等、提案者が特定できるような情報を記載しないこと。

- (ア)表題(「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務」 に関する提案書)
- (4) 提案者名、代表者名、所在地、提案書作成・提出に係る責任者及び

担当者名、担当部署名及び連絡先(電話番号、メールアドレス)

(ウ) 提案書作成日

イ 提案書等一式には、目次及びページ番号を付すこと。

- ② 契約期間中の作業スケジュール一覧 仕様書記載の各業務について、契約期間中の作業スケジュールを横断的 に確認できるスケジュールの一覧。
- ③ 本件業務の実施体制 以下の点について説明すること。

#### ア 業務体制図

本件動画制作にかかる各業務における責任者・担当者の氏名、所属、 経験年数、実績(過去3年間の動画タイトル名)、センターとの間の連 絡先窓口及びその連絡先を記載したもの。

イ 緊急時の対応

担当者の病欠等、不測の事態が発生した場合においても遅滞なく業務を遂行できる体制が分かるもの。

(2) 「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務」に関する評価基準表(以下「評価基準表」という。)

評価基準表の「提案書記載箇所」に対応する提案書本文の記載箇所 (ページ・項番) を記載すること。

- (3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業で、以下の①から③の認定を有する場合は認定書類の写し(任意)
  - ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第12条に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし認定)
  - ② 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく認定(トライくるみん又はくるみん、プラチナくるみん認定)
  - ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号)第 15 条に基づく認定(ユースエール認定)
- 2 提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 令和7年12月15日(月)17時00分
  - (2) 提出先

<del>T</del> 164-8721

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター 本部財務会計課

E-mail: keiyaku@houterasu.or.jp

3 提案書等の提出部数

正本データ 1部 副本データ 1部

なお、持参又は郵送等で提出する場合は、上記データをまとめて保存した<u>電</u> 磁的記録媒体(DVD-R等) 1部及び紙媒体の正本1部を提出すること。電磁的 記録媒体による提出物は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う 等して、不正プログラムが混入することがないように適切に対処すること。

#### 4 提出方法

電子メール、持参又は郵送等により提出すること。

電子メールにより提出する場合は、上記 2 (2)のメールアドレスまで提出すること。メール表題は、「【入札書類提出】令和 7 年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務 〇〇社」とすること。

郵送等により提出する場合は、封筒に「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務」と朱書きし、簡易書留等追跡可能な方法により、提出期限必着で送付すること。

#### 第3 企画提案書の記載要領

仕様書記載の各業務について、仕様書記載の内容及び以下の内容を簡潔にわかりやすく説明すること。

#### 1 構成案

#### (1) 動画構成提案

仕様書記載の目的を踏まえ、制作を予定している横向き動画について、絵コンテやサンプル動画を用いて、2案以上提案すること(実写、アニメーションは問わない)。必ず、法テラスのロゴ(仕様書別紙1または別紙2)及び「あなたと司法の架け橋」という言葉を含めること。

制作予定の動画について、画質や音質、映像の滑らかさなど、完成後の動画のクオリティを想定できる既存の動画のサンプルを示すこと(動画の内容は問わない。また、事前にデータをセンターに提出する必要はない。)プレゼンテーション当日、センターにおいてプロジェクター及び HDMI 接続端子を用意するので、その場で流すこと。

#### (2) 音楽 (BGM) 提案

上記(1)を提案するにあたり、併せて音楽(BGM) も2案以上提案すること (事前にデータをセンターに提出する必要はない。)(1)同様、プレゼンテーション当日にその場で流すこと。

2 構成のコンセプト

上記で提案した内容が、仕様書に記載している目的及び活用シーンにおいて、最も効果的なものであると考える具体的・合理的な理由等を記載すること。

3 過去3年間における受注・運用実績

過去3年間における動画制作実績について、3件以上を有しており、それを 示す資料(契約の相手方、動画の目的・対象、制作期間)とあわせて説明する こと。なお、パーパス動画を製作している場合は、分かるように示すこと。

#### 第4 選定基準

「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務(以下「評価要領」 という。)」及び「評価基準表」のとおり。

#### 第5 機密保持

本件競争入札に参加する者は、次の機密保持に関する義務を負う。

- 1 本件競争入札に関し、センターが提供したすべての情報を第三者に開示し、 又は、漏洩しないこと。
- 2 本件競争入札に関し、入手又は知り得た情報を第三者に開示することが必要な場合、あらかじめセンターの承認を得ること。
- 3 その他、本作業の機密保持に関して適切な措置を講ずること。

#### 第6 その他

- 1 次に掲げるものに該当する提案書は、無効とする。
  - (1) 参加資格のない者が提出した提案書
  - (2) 本要領の規定に違反した提案書
  - (3) センターが提案等について説明又は追加資料の提出を求めた場合にこれに 応じないもの
  - (4) その他契約担当者等が、提出書類を不完全なものと認めたもの
- 2 提出書類は、書類内容及び評価要領に基づく審査を行い、選定の是非を決定

する。

選定結果については、入札説明書記載の入札参加の書類審査結果通知期限までに通知するので、審査に合格していることを確認の上、入札に参加すること。

- 3 提案書等作成に要する経費は、提案者の負担とする。
- 4 提出された提案書等は返却しない。 なお、提出された提案書等は、本調達手続のために使用するものとする。

以 上

## 令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務 にかかる評価要領

日本司法支援センター

本評価要領は、日本司法支援センターにおける「令和7年度日本司法 支援センターパーパス動画制作業務」に関する評価手続及び評価方法に ついて定めたものである。提案者から提出された提案書及びプレゼンテ ーションは、本書に基づき評価する。

#### 第1 評価方法

本業務を実施する者の決定に係る手続は、総合評価落札方式によるものとし、応札者のうち、以下の各要件に該当する者の中から「第2 総合評価の方法」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。なお、合計得点が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- 1 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2 別紙「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務に関する評価基準表(以下「評価基準表」という。)」の必須項目に記載されている全ての評価項目について、要求仕様を実現することが提案書に根拠をもって提案及び保証されていること。

#### 第2 総合評価の方法

1 入札価格と技術的要件等に対する得点配分

入札価格に対する得点(以下「価格点」という。)と技術的要件等に対する得点(以下「技術点」という。)の配分比率は1:2とし、価格点は100点満点、技術点は200点満点とし、価格点と技術点を足し合わせた総合評価点は300点満点とする。

総合評価点 = 価格点 + 技術点 (300点 = 100点 + 200点)

#### 2 価格点

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た 値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする(小数点第4位 以下切り捨て)。

価格点 = 100 点 × ( 1 - 入札価格 / 予定価格 )

#### 3 技術点

技術点は、「基礎点」と「加点」を加えて得た数値とし、以下のとおり評価する。

- (1) 評価基準表の各評価項目は、必須項目を評価する「基礎点」と加点項目を評価する「加点」で構成される。
- (2) 技術点を評価する審査者は、10名とする。
- (3) 提出された提案書に記載された内容から、評価基準表の必須項目について、全ての要件を遵守・実現することができると全ての審査者が判定した場合に「合格」とし、基礎点(10点)を付与する。

必須項目のうち一つの項目でも、要求仕様を遵守・実現することができないと判定された場合は「不合格」とし、その後の評価は行わない。

(4) 上記(3)で「合格」となった提案書について、評価基準表の加点項目の「内容」に沿って評価を行う。

各審査者は、下表の基準に基づき評価基準表の各加点項目についてAないしDの評価を行い、評価に応じて下表の得点を付与した上、各審査者の採点結果の合計を平均して技術的要件に係る「加点」を算出する(小数点第4位以下切り捨て)。

技術点 = 基礎点 + 加点 (技術的要件 + p-2547 $^{\circ}$ 5 $^{\circ}$ 7 $^{\circ}$ 7 $^{\circ}$ 7 $^{\circ}$ 8 推進に関する指標) 200点 = 10点 + 190点 (180点 + 10点)

表. 加点項目の評価、評価基準及び得点

評価	基 準	配点					
計	<b>基</b>	30 点	20 点	10 点			
A	非常に有効な提案となっているもの	30 点	20 点	10 点			
В	有効な提案と認められるもの	15 点	10 点	5 点			
С	おおむね妥当な提案であるもの	7 点	5 点	3 点			
D	記載が無いもの又は具体性がないもの	0 点	0 点	0 点			

なお、評価基準表の評価項目中「ワーク・ライフ・バランス等推 進に関する指標」については、同表の「内容」に対応する点数を加 点する(複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い認定区分に より加点する。)。

#### 第3 評価項目

別紙「評価基準表」のとおり。

200点

#### ■「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務」に関する評価基準表

196-9年の金融のはフェアを担保サンガルが認知と対象のでいる。	評価項目	必須/加点	内 容	必須			点		項目合計		記載箇所
新聞報文   10月20   10月		必須	・センターの設立趣旨、センターの使命、心がまえ及び行動指針が盛り込まれている。 ・ロゴ及びタグラインが入っている。	0			- -			ベージ	項番
接続 第1、形之の1元以7、末392   別点の		加点①	センターの設立趣旨、総合法律支援法の内容、センターの使命、心がまえ及び行動指針を理解している。	-	20	10	5	0			
### (ACM)		加点②	仕様書第1にある目的の達成に資する内容となっている。	-	30	15	7	0			
加品の	T T	加点③		-	30	15	7	0	110		
お願い   お問い   お願い   お問い   お問		加点④	情報の優先順位が付けられている。	-	10	5	3	0			
別点の   現実された協力ンテや動画サンガルに遊した音楽(BGM)になっている。		加点⑤	仕様書第3の2にあるシーンにおいて効果的に活用できる内容になっている。	-	20	10	5	0			
日本書 第202/35   担当の		必須	音楽(BGM)が2案以上提案されている。	0							
担応表現性主義 第3012  加加の	仕様書 第2の2(5)	加点①	提案された絵コンテや動画サンブルに適した音楽 (BGM) になっている。	-	20	10	5	0			
機能のコンセプト 仕様電 第1及び第3の22 接受機能生物 第3の20 を表現の目的者が解放業務の総験者の無理的が表面されていること  ・ 名業務の目的者が解放業務の総験者面な (環境業務の経験を超25年以上有している) プロジェクトチームである こと。 ・ 影影性に実施 第2の3(1) (現象 201(1)) (理象		加点②	視聴者を飽きさせない、興味を惹きつける音楽(BGM)になっている。	-	20	10	5	0	60		
世級電視世野領 第130/第3の2 提案を開発が開発		加点③	動画のメッセージ性を損なわず、むしろ高めている。	-	20	10	5	0			
世界 第2 20 3 (1)	仕様書 第1及び第3の2	必須		0	-	-	-	-			
参照   新作期間	仕様書 第2の3⑴	必須	<b>೭೬</b> .	0	1	-	-	-			
過去3年間の動画制作実績に応じ、以下のとおり加点する。   実稿8件以上かつ、そのうちパーパス動画の制作実績が1件以上ある場合 [10点]		必須		0	-	-	-	-			
なお、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		加点	・実績 8 件以上かつ、そのうちパーパス動画の制作実績が 1 件以上ある場合【10点】 ・実績 8 件以上の場合【5点】	-	10	5	3	0	10		
平価基準表中の提案書提出要領とは、「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務 提案書提出要領」を指す。		加点	なお、 <u>複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う</u> ものとする。				10				
平価基準表中の仕棟書とは、「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務 仕様書」を指す。			○若年雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)(8点)								

## 質 問 書

件名:「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務」

日 付 令和 年 月 日 所在地 会社名 担当者 電 話 FAX E-mail

項番	区分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書O(O)	00ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格:日本産業規格 A 列 4 番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

## 履行確約書

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、令和7年11月14日付け公告の「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者 印

担当者

氏 名

連絡先

※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会 社 名担当者氏名(FAX番号 )

(メールアドレス

日本司法支援センター

## プレゼンテーション開始時刻通知書

貴社から提出がありました「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務」に係る提案書のプレゼンテーション開始時刻は、以下のとおりです。

日 時: 令和7年12月19日(金)午前 ・ 午後 時 分から開始※当日は、10分前に御来訪願います。

会 場:東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 会議室

> 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部総務部財務会計課第二係 木村 電話 050-3381-1573

会 社 名

担当者氏名

(FAX番号 )(メールアドレス )

日本司法支援センター

## 結 果 通 知 書

貴社から提出がありました令和7年11月14日付け公告の「令和7年度日本司法 支援センターパーパス動画制作業務」に関する入札参加資格の審査結果は、以下の とおりです。

合 格

不合格

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課 木村 電話 050-3381-1573

※ 本通知書による合格の連絡を受領した後に、入札書を提出してください。
入札書を提出し、開札を欠席する場合は、あらかじめ当センターに連絡してください。

□私

□ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして いるとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - (1) 暴力的な要求行為を行う者
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
  - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

令和 年 月 日住所(又は所在地)社名及び代表者名

印

担当者

氏 名

連絡先

(注) 担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

# 入 札 書

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
金										

(数量一式・税抜価格)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名 又は 代理人氏名

印

(注)担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者

氏 名

連絡先

## 委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務」の契約に 関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名 印

受 任 者 住所・連絡先

氏 名

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

代理人使用印鑑

## 委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務」の契約に 関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受任者 氏 名

印

復代理人 住所・連絡先氏 名

(注) 復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

復代理人 使用印鑑

## 契 約 書

- 1. 件 名 令和7年度日本司法支援センターパーパス動画制作業務
- 2. 仕 様 別添仕様書のとおり
- 3. 履行場所 別添仕様書のとおり
- 4. 履行期限 別添仕様書のとおり
- 5. 契約金額 金●●●●●円

(うち消費税及び地方消費税相当額●●●●円)

頭書の業務について、日本司法支援センター(以下「甲」という。)と●●●●(以下「乙」という。)は、以下のとおり、請負契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づく業務(以下「本件業務」という。)を行い、甲が契約代金を支払うことを目的とする。

(監督)

- 第2条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督者 その他の者(以下「監督者等」という。)を乙に事前に通知の上、乙の通常営業時 間内に乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。
- 2 乙は、監督者等の職務に協力しなければならない。
- 3 甲又は監督者等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

(検査)

- 第3条 乙は、本件業務を完了したときは、その業務の完了を確認するための甲の 検査を受けるものとする。
- 2 甲は、本件業務が完了した旨の届出があったときは、その日から 10 日以内に前項の検査を行うものとする。
- 3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、 甲の検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(契約代金の請求及び支払)

第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。乙が消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第7号の

- 2に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第57条の4第1項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。
- 3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年2.5パーセント(本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。)の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息の額が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

(再委託)

- 第5条 乙は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託することはできない。
- 2 乙は、本件業務の一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。
- 3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対 し全ての責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第6条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第7条 乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の 商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定め る様式により作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに書面により甲に届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届出を要しない。
- 3 前項の場合において、甲は本件業務の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

- 第8条 乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。
  - (1) 乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び 適正管理の義務を負うこと。
  - (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。
  - (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
  - (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。
  - (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。)について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
  - (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務(以下「委託業務」という。)を第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。)に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。
  - (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。

- (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
- (9) 乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し 全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情 報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委 託先と約定すること。
- (10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
- (11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲 に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
- (12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。
- (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置 を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を 甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、 その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた 一切の損害について、賠償の責めを負うこと。
- 2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。
- 3 乙が第1項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙 は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の 全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証 協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定 する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(期限の延長)

- 第10条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、延長の可否及び日数は、甲乙が協議して定めるものとする。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができな

いときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。

3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額(契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。)から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(甲の契約解除権等)

- 第11条 甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本 契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 本件業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
  - (2) 履行期限内に本件業務を履行する見込みのないことが明らかに認められたとき。
  - (3) 乙が本契約の条項に違反したとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除する か否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して 請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、 甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に 応じ、年3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならな い。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを 切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 3 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約 の全部又は一部を解除することができる。
- 6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

(損害の賠償)

- 第12条 乙は、債務不履行その他原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
- 2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

- 第13条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の 全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取

引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合 に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき。

- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による 課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条 の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第14条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の 全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する 額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8 条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪に係る有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1 項の規定による課徴金の納付命令(同法第7条の3第1項、第2項又は第3

項の規定を適用したものに限る。)を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。 (属性要件に基づく契約解除)
- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている とき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第16条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為 をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

(再委託先等に関する確約)

第17条 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者(以下「解除対象者」という。) を再委託先等(再委託先(再委託以降の全ての受託者を含む。)及び乙が当該契約 に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約す る。

(再委託先等に関する契約解除)

- 第18条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直 ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させる ようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは 再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反し て当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除さ せるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第19条 甲は、乙が第15条及び第16条の各号のいずれかに該当すると認められる ときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100 分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。
- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 甲は、第15条、第16条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、 これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならな

い。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを 切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第20条 乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標 ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不 当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これ を拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及 び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

- 第21条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約 の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用で これを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。
- 2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて契約代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに契約代金の減額請求をすることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達する ことができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでそ の期限を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、 乙に対して、第12条に規定する損害の賠償を請求することができる。
- 4 甲は、前3項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合に係る期間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

(所有権)

第22条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

#### (知的財産権の帰属等)

- 第23条 本契約により納入される成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。
- 2 乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、甲及び甲が指定する第三者に対して、成果物に係る著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を一切行使しないものとする。
- 3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産 権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。
- 4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。
- 5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償 するものとする。

#### (過失責任)

- 第24条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失 した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得な いと認めた場合は、この限りでない。
- 2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂 行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わない ものとする。

#### (危険負担)

- 第25条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。
- 2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

#### (割合的報酬)

第26条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第3条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

- 第27条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第28条 本契約に関しては、乙は、保証金の納付を要しない。

(管轄裁判所)

第29条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管 轄裁判所とする。

(補則)

第30条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

#### 令和●年●月●日

- 甲 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター 理 事 長 丸 島 俊 介
- 乙 東京都●区●●町……
  - ●●株式会社

代表取締役 ● ● ●